

医療法が定める掲示事項

1. 開設者の氏名・・・医療法人 健康会 霧島記念病院
2. 管理者の氏名・・・平原 一穂 理事長
3. 病院の所在地・・・鹿児島県霧島市国分福島1丁目5-19
4. 診療に従事する医師の氏名・・・別途掲示
5. 診療時間及び休診日 診療時間・・・9:00~17:00(月~金) 受付時間 8:30~17:00
9:00~12:00(土) 受付時間 8:30~12:00
休診日・・・日曜日、土曜日午後、祝日、年末年始
6. 標榜診療科・・・脳神経外科、循環器内科、血管外科、整形外科、救急科、外科、内科、リハビリテーション科

療養担当規則等に基づく厚生労働大臣が定める掲示事項

1. 当院は厚生労働大臣が定める入院基本料の施設基準等による看護を行っている保険医療機関です。
2. 当院の看護職員受け持ち患者数の配置は日勤・夜勤平均して以下のようになります。また、看護補助者の配置も行っております。各1名の受け持ち患者数は以下の通りです。
 - ・2階 療養病棟・・・日勤帯：(看護職員)8名以内(看護補助職員)9名以内
(看護師比率20%以上) 夜勤帯：(看護職員)16名以内(看護補助職員)31名以内
 - ・3階 地域包括医療病棟・・・日勤帯：(看護職員)5名以内(看護補助職員)11名以内
(看護師比率70%以上) 夜勤帯：(看護職員)15名以内(看護補助職員)29名以内
 - ・4階 回復期リハビリテーション病棟・・・日勤帯：(看護職員)7名以内(看護補助職員)12名以内
(看護師比率70%以上) 夜勤帯：(看護職員)15名以内(看護補助職員)29名以内
- 当院では入院時食事療養(I)の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時・適温に提供させていただいております。

提供時間・・・朝食8時、昼食12時、夕食18時

3. 当院では患者負担による付き添い看護は行っておりません。
4. 当院は敷地内禁煙となっております。
5. 当院はオンライン請求を行い、オンライン資格確認を行う体制を有しております。
6. 九州厚生局鹿児島事務所長への届出事項は、次のとおりとなります。

初診料

- ・機能強化加算
- ・医療DX推進体制加算

入院基本料

- ・療養病棟入院料1 経腸栄養管理加算 看護補助体制充実加算1
(療養病棟入院基本料注11及び13) 有

特定入院料

- ・地域包括医療病棟入院料
(看護補助体制加算25対1：看護補助者5割以上)
(夜間看護補助体制加算区分：夜間50対1)(夜間看護体制加算：有)
(看護補助体制充実加算1)
- ・回復期リハビリテーション病棟入院料1

入院基本料等加算

- ①救急医療管理加算
- ②診療録管理体制加算 3
- ③栄養サポートチーム加算
- ④医療安全対策加算 2
- ⑤感染対策向上加算 2（連携強化加算・サーベイランス強化加算・抗菌薬適正使用体制加算）
- ⑥患者サポート体制充実加算
- ⑦病棟薬剤業務実施加算 1
- ⑧データ提出加算 2・データ提出加算 4 □（医療法上の許可病床が 200 床未満）
- ⑨入退院支援加算 1 告示注 7（入院時支援加算・有）
- ⑩認知症ケア加算 3
- ⑪せん妄ハイリスク患者ケア加算
- ⑫協力対象施設入所者入院加算

特掲診療料

- ①二次性骨折予防継続管理料 2
- ②二次性骨折予防継続管理料 3
- ③院内トリアージ実施料
- ④夜間休日救急搬送医学管理料 救急搬送看護体制加算 1
- ⑤薬剤管理指導料
- ⑥医療機器安全管理料 1
- ⑦別添 1 の「第 14 の 2」の 1 の (3) に規定する在宅療養支援病院
- ⑧検体検査管理加算 I
- ⑨検体検査管理加算 II
- ⑩神経学的検査
- ⑪CT撮影及び MRI 撮影

撮影に使用する機器：16 列以上 64 列未満のマルチスライス CT

撮影に使用する機器：MRI（1.5 テスラ以上 3 テスラ未満）

- ⑫脳血管疾患等リハビリテーション料 I（初期加算、急性期リハビリテーション加算）
- ⑬運動器リハビリテーション料 I（初期加算、急性期リハビリテーション加算）
- ⑭廃用症候群リハビリテーション料 I（初期加算、急性期リハビリテーション加算）
- ⑮医科点数表第 2 章第 10 部手術の通則 5 及び 6 に掲げる手術
- ⑯輸血管理料 II
- ⑰看護職員待遇改善評価料（33）
- ⑱外来・在宅ベースアップ評価料（I）
- ⑲入院ベースアップ評価料（38）

7. 施設基準により院内掲示する手術の件数

(対象期間 令和6年1月1日～令和6年12月31日)

(1) 区分1に分類される手術		
ア	頭蓋内腫瘍摘出術 等	0件
イ	黄斑下手術 等	0件
ウ	鼓室形成手術 等	0件
エ	肺悪性腫瘍手術 等	0件
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	0件
(2) 区分2に分類される手術		
ア	靭帯断裂形成手術 等	0件
イ	水頭症手術 等	10件
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術 等	0件
エ	尿道形成手術 等	0件
オ	角膜移植術 等	0件
カ	肝切除術 等	0件
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術 等	0件
(3) 区分3に分類される手術		
ア	上顎骨形成術 等	0件
イ	上顎骨悪性腫瘍手術 等	0件
ウ	バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	0件
エ	母指化手術 等	0件
オ	内反足手術 等	0件
カ	食道切除再建術 等	0件
キ	同種死体腎移植術 等	0件
(4) 区分4に分類される手術（胸腔鏡下・腹腔鏡下手術等）		
(5) その他の区分に分類される手術		
ア	人工関節置換術	0件
イ	乳児外科施設基準対象手術	0件
ウ	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	0件
エ	冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないものを含む。）及び 体外循環を要する手術	0件
オ	経皮的冠動脈形成術	0件
	急性心筋梗塞に対するもの	0件
	不安定狭窄症に対するもの	0件
	その他のもの	0件
	経皮的冠動脈粥疊切除術	0件
	経皮的冠動脈ステント留置術	0件
	急性心筋梗塞に対するもの	0件
	不安定狭窄症に対するもの	0件
	その他のもの	0件

認定施設

- ・保険医療機関・労災保険指定医療機関・生活保護法指定医療機関
- ・結核指定医療機関・原子爆弾被害者一般疾病医療取扱医療機関
- ・鹿児島県感染症法第一種協定指定医療機関
- ・身体障害者福祉法指定医の配置されている医療機関・難病指定医が配置されている医療機関
- ・二次救急告示病院・鹿児島県災害派遣医療チーム（鹿児島県DMAT）指定病院